

# 日本出版インフラセンター（JPO）プレスリリース

〒162-0828 東京都新宿区袋町6 日本出版会館内 / お問い合わせメールアドレス：uketsuke@jpo.or.jp

関係者 各位

2013年8月30日

一般社団法人日本出版インフラセンター

## 海外事業者に公平な課税適用を求める対策会議と要望書について

日本出版インフラセンター（JPO）では、去る7月2日に開催された第3期F B F（フューチャー・ブックストア・フォーラム：肥田美代子会長）において提起された海外事業者の消費税非課税問題（サーバーを海外に置く事業者からのコンテンツの販売については消費税が課税されない）について対応を検討してきました。

それで8月8日に別紙（資料1）の通り、「海外事業者に公平な課税適用を求める対策会議」を設けました。これは業界9団体によって構成されており、この会の会長は肥田美代子F B F会長、事務局は文字・活字文化推進機構（理事長・肥田美代子）と日本出版インフラセンター（代表理事・相賀昌宏）が担当いたします。

また海外事業者に公平な課税適用を求める対策会議では、早速「海外事業者のコンテンツに対する公平な消費税課税に関する要望書」（別紙資料2）をまとめ、活字文化議員連盟、電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟（出版振興議連）ほか、経済産業省、各政党の税制調査会に提出することにしております。

さらには9月下旬に開催予定の「海外事業者に公平な課税適用を求める公開シンポジウム」（詳細は後日発表）にも積極的に関わっていくこととしております。

以上

平成 25 年 8 月 28 日

各 位

## 海外事業者に公平な課税適用を求める対策会議

私たち海外事業者に公平な課税適用を求める対策会議は、海外事業者によるコンテンツ販売に対する消費税について、公平な課税適用を求める運動を積極的に展開している会議体で、以下の構成団体で組織されています。

電子書籍ビジネスを健全に発展させるためには、公平な競争環境の確保が必要です。そのような現状を踏まえて、別紙の「海外事業者のコンテンツに対する公平な消費税課税に関する要望」について、強く要望いたします。

## 【構成団体】

公益財団法人 文字・活字文化推進機構  
一般社団法人 日本出版インフラセンター  
一般社団法人 日本書籍出版協会  
一般社団法人 日本雑誌協会  
一般社団法人 日本出版取次協会  
日本書店商業組合連合会  
一般社団法人 日本電子書籍出版社協会  
一般財団法人 出版文化産業振興財団  
一般社団法人 電子出版制作・流通協議会

## 【役員】

会長 肥田 美代子 文字・活字文化推進機構 理事長  
副会長 高井 昌史 紀伊國屋書店 代表取締役社長  
副会長 角川 歴彦 KADOKAWA 取締役会長  
副会長 相賀 昌宏 小学館 代表取締役社長  
副会長 植村 八潮 専修大学 文学部教授

## 【事務局】

文字・活字文化推進機構 専務理事 渡辺 鋭氣  
日本出版インフラセンター 専務理事 永井 祥一  
電話 03-5261-0539  
メールアドレス nagai@jpo-center.jp

平成 25 年 8 月 28 日

各 位

海外事業者に公平な課税適用を求める対策会議

会 長 肥田美代子 文字・活字文化推進機構理事長  
副会長 高井 昌史 紀伊國屋書店代表取締役社長  
副会長 角川 歴彦 KADOKAWA取締役会長  
副会長 相賀 昌宏 小学館代表取締役社長  
副会長 植村 八潮 専修大学文学部教授

**海外事業者のコンテンツに対する公平な消費税課税に関する要望について**

【内容】海外事業者による電子書籍販売に対し、消費税が非課税なため、公平な競争が阻害されていることを至急、是正お願いします。

【理由】インターネットビジネスが普及する中で、国境を越えた経済活動に対する課税問題が急浮上しています。なかでも昨年から急速に売上げを伸ばしている電子書籍では、海外事業者に消費税が課税されないことから、すでに価格差が生じています。コンテンツ販売は、ネットで簡単に価格を比較できることから、消費者の反応も敏感です。

また国内の電子書店からは「公平な競争の阻害」を指摘する声が高まっています。

問題は、電子書籍だけでなく、全てのデジタルコンテンツ販売に波及しております。2014年以降、消費税が8%さらには10%と引き上げられれば、「価格競争力の差」は歴然であり、その差を国内ネット事業者が埋めるのは至難です。今後、国内企業においてもネットビジネスの優位性を確保するためには、国外へのサーバー移転や、事業主体を海外に置くことになりかねません。勢い、事業法人税のあり方にも波及することになります。

これは企業の対応が問われることではありません。税制の問題であり、国益に関わることとして国が早急に対応すべき問題と考えます。

2012年に消費税増税の決定にあわせて、財務省内で海外からの電子コンテンツ配信への課税に関する研究会が発足しておりますが、結論が出ないままです。2014年4月の消費税引上げ時に、新制度導入は間に合わないとなれば、国内ネット事業者衰退の懸念が現実化するでしょう。一刻も早い不公平な制度の改善を希望します。

以上